

石川県原子力環境安全管理協議会 議事概要

1. 日 時：令和5年7月18日（火）13時30分～14時45分
2. 場 所：石川県庁 議会庁舎1階 大会議室
3. 出席者：委員21名、説明者、事務局他
4. 議事概要：

（1）「志賀原子力発電所 敷地内断層の審査」について北陸電力から、「石川県原子力安全専門委員会の開催結果」について事務局から説明があった。

（委員）2016年4月の有識者会合において敷地内断層が活断層であると解釈するのが合理的との見解が示され、2023年3月の審査会合において敷地内断層は活断層ではないと評価とされ、原子力規制委員会では当時の有識者会合の委員に意見を聞く必要はないとしたところである。調査結果には納得しているが、有識者に意見を聞く必要がないという点が気になるため、電力がしっかり説明する必要があると考えるがどうか。

（電力）有識者会合の評価書で示された有識者の見解に対し、追加調査や検討を行う等データを積み上げ説明し、審査会合で認められたところであるが、現在の資料ではわかりにくい点もあるため、必要に応じて対応していきたいと考えている。

（2）「志賀原子力発電所の運転状況等」について、北陸電力から説明があった。

（委員）昭和電線ケーブルシステム株式会社の不適切行為に関する報告書について、電力は問題ないと説明しているが、納入される前に電力が検査しているにも関わらず不適切行為があったというのはどういうことか。

（電力）重要な設備や機器はメーカーから納入される時に、電力でも通信検査などを行い、健全性を確認しているため問題ないと説明した。今回の事案は、当該機器のメーカーが外注したケーブルについて、メーカーが外注先にロットごとの検査を要求していたにも関わらず、外注先で検査を行っていなかった。その点が不適切だったということであり、今後はこのようなことがないよう指導等して参りたい。

（委員）今年度珠洲で発生した震度6強の地震が発電所近傍で発生した場合、発電所の設計に問題はないか。

（電力）本件のマグニチュードはM6.5であった。発電所直下に断層はないが、仮に直下でM6.8の地震が発生したとしても問題ない設計をしている。

（3）「志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書（案）（令和4年度第4報）」、「志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書（案）（令和4年度第3報）」について、事務局から説明があり、協議会として承認された。

(4) 「原子力発電所に対する保安検査結果等」について、志賀原子力規制事務所から説明があった。

(委員) 1 ページの 7 番にある「メーカーによる不適切な検査が確認された設備の安全性について」はどのような内容か説明してほしい。

(規制事務所) 事業者はメーカーとの契約で法令上の検査より厳しい検査を要求していたが、メーカーは要求どおり検査を行っていなかったということである。法令上要求される検査は行われていたため、設備の安全性は確認できたというものである。

(5) 令和 5 年 3 月 27 日に開催された協議会の議事概要について、事務局からホームページに公開している旨報告があった。